

社会福祉法人つつじ会
特別養護老人ホームアゼイリア
指定介護老人福祉施設入所契約書

《 目 次 》

第一章 総則	3
第1条 (契約の目的)	3
第2条 (施設サービス計画の決定及び変更)	3
第3条 (介護保険給付対象サービス)	3
第4条 (介護保険給付対象外サービス)	4
第二章 サービス利用料金の支払等	4
第5条 (サービス利用料金の支払等)	4
第6条 (利用料金の変更)	4
第三章 事業所の義務等	5
第7条 (事業所及びサービス従事者の義務)	5
第8条 (秘密保持等)	5
第四章 利用者の義務等	5
第9条 (利用者の施設利用上の注意義務)	6
第五章 損害賠償 (事業所の義務違反)	6
第10条 (損害賠償責任)	6
第11条 (損害賠償がなされない場合)	6
第12条 (事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不能)	6
第六章 契約の終了	7
第13条 (契約の終了事由)	7
第14条 (利用者からの中途解約等)	7
第15条 (利用者からの契約解除)	7
第16条 (事業所からの契約解除)	7
第17条 (契約の終了に伴う援助)	8
第18条 (利用者の入院に係る取り扱い)	8
第19条 (居室の明け渡し及び精算)	9
第20条 (残置物の取扱等)	9
第21条 (一時外泊及び外出)	9
第七章 その他	10
第22条 (苦情処理)	10
第23条 (協議事項)	10

利用本人契約者

利用代理契約者 (以下「契約者」という。) と社会福祉法人つつじ会特別養護老人ホームアゼイリア (以下「事業所」という。) は、利用者本人 (以下「利用者」という。) が事業所における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業所から提供される介護老人福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約 (以下「本契約」という。) を締結します。

第一章 総則

(契約の目的)

- 第1条 事業所は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める施設サービスを提供するものとします。
- 2 事業所が利用者に対して実施する施設サービスの内容は、「施設サービス計画書」(別紙1その1、その2) 及び週間サービス計画表(別紙2) に定めるとおりとします。
- 3 利用者は、第13条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従いサービスを利用できるものとします。

(施設サービス計画の決定及び変更)

- 第2条 施設サービス計画の決定及び変更については次の各号に掲げるとおりとします。
- (1) 事業所は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- (2) 施設サービス計画は、介護支援専門員が施設サービス計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- (3) 事業所は、要介護認定有効期間内に原則として1回、若しくは利用者及びその家族等の要請に応じて、介護支援専門員に、施設サービス計画の内容について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
- (4) 事業所は、施設サービス計画を変更した場合には、利用者に対して「施設サービス計画書」を交付し、その内容を確認するものとします。なお、施設サービス計画は、国の定める「介護サービス計画書及び課題分析標準項目」の基準をみたしたアセスメント様式を使用し作成いたします。

(介護保険給付対象サービス)

- 第3条 事業所は、介護保険給付対象サービスとして、利用者に対して入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能維持訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

(介護保険給付対象外サービス)

第4条 事業所は利用者との合意に基づき、次の各号に掲げるサービスを提供するものとします。

- (1) 利用者が選定する特別な食事の提供
- (2) 利用者に対する理美容サービス
- (3) 利用者からの貴重品管理
- (4) 事業所が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
- (5) 共用部分以外の日常生活用品の提供

2 前項の他、事業所は、利用者が希望する自立支援の上で適切なサービスを、介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。

3 前各項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。

4 事業所は前第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて入所者の家族等に対しても説明するものとします。

第二章 サービス利用料金の支払等

(サービス利用料金の支払等)

第5条 サービス利用料金の支払等については次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 契約者は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、別添重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金（法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額）を事業所に支払うものとします。ただし、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合又は要介護認定結果が決定されていない場合には、認定結果決定後にまとめて利用料金を支払うものとします。
- (2) 第4条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- (3) 前各号の他、契約者は食事、居住費また利用者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業所に支払うものとします。
- (4) 前各号に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、契約者はこれを翌月27日までに事業所が指定する方法で支払うものとします。
- (5) 1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

(利用料金の変更)

第6条 利用料金の変更については次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 第5条第1号に定めるサービス利用料金及び第5条第3号に定める食材料費等および居住費について、介護給付体系の変更があった場合、事業所は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

- (2) 第5条第2号及び第3号に定めるサービス利用料金（食事代の標準自己負担額を除く）については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業所は利用者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができるものとします。
- (3) 利用者は、前号の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができるものとします。

第三章 事業所の義務等

（事業所及びサービス従事者の義務）

第7条 事業所及びサービス従事者の義務については次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 事業所及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮するものとします。
- (2) 事業所は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- (3) 事業所及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- (4) 事業所は、利用者が受けている要介護認定有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新申請の援助を行うものとします。
- (5) 事業所は、利用者に対する介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、利用者若しくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

（秘密保持等）

第8条 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。

2 本事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、職員との雇用契約において必要な措置を講じております。

3 事業所は、居宅介護支援事業所等に対して、利用者の個人情報並びに利用者のご家族の個人情報を利用する場合は、あらかじめ施設サービス利用契約における個人情報使用同意書に同意をいただきます。

第四章 利用者の注意義務等

（利用者の施設利用上の注意義務）

第9条 利用者の施設利用上の注意義務は次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するも

のとします。

- (2) 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業所及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし、その場合、事業所は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- (3) 利用者は、施設等設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損若しくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか又は相当の代価を支払うものとします。
- (4) 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業所との協議により、居室又は共用施設設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業所の義務違反）

（損害賠償責任）

第10条 損害賠償責任については次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 事業所は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第8条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- (2) 事業所は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

（損害賠償がなされない場合）

第11条 事業所は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ次の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者が、事業所若しくはサービス従事者の指示、依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

（事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

第12条 事業所は、本契約の有効期間中、地震、噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないも

のとします。

第六章 契約の終了

(契約の終了事由)

第13条 利用者は、次の各号に掲げる契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業所が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援、要介護1、要介護2と判定された場合
- (3) 事業所が解散命令を受けた場合又は破産等やむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (6) 第14条から第16条に基づき本契約が解約又は解除された場合
(利用者からの中途解約等)

第14条 利用者からの中途解約等は次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業所に通知するものとします。
- (2) 利用者は、第6条第3号の場合及び利用者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができるものとします。
- (3) 利用者が、前第1号の通知を行わずに居室から退去した場合には、事業所が利用者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。
- (4) 第5条第5号の規定は、本条に準用されます。

(利用者からの契約解除)

第15条 利用者は、事業所若しくはサービス従事者が次の各号に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業所若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- (2) 事業所若しくはサービス従事者が第8条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 他の利用者が利用者の身体、財物、信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合

(事業所からの契約解除)

第16条 事業所は、利用者が次の各号に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意

にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- (2) 利用者による、第5条第1号から第3号に定めるサービス利用料金の支払いを6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- (3) 利用者が、故意又は重大な過失により事業所又はサービス従事者若しくは他の利用者等の生命、身体、財物、信用等を傷つけ又は著しい不信行為を行うことなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (4) 利用者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合若しくは入院した場合
- (5) 利用者が介護老人保健施設に入所した場合若しくは介護療養型医療施設に入院した場合

(契約の終了に伴う援助)

第17条 本契約が終了し、利用者が事業所を退所する場合には、利用者の希望により、事業所は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために次の各号に掲げる必要な援助を利用者に対して速やかに行うものとします。

- (1) 適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
 - (2) 居宅介護支援事業所の紹介
 - (3) その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介
- (利用者の入院に係る取り扱い)

第18条 利用者の入院に係る取り扱いは次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 利用者が病院若しくは診療所に入院した場合、3か月以内に退院すれば、退院後も再び事業所に入所できるものとします。ただし、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に事業所の受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。
- (2) 利用者が病院又は診療所に入院した後6日以内に退院した場合は、利用者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業所に支払うものとします。ただし、入院期間が6日を超える場合には、利用者は所定のサービス利用料金を支払う必要はありません。
- (3) 利用者が病院又は診療所に入院した場合、事業所は、早急に必要とする物品等を入院先に速やかに届けます。ただし、その後必要とされる物品の補充等入院中に掛かる介護は家族が行うものとします。

(居室の明け渡し及び清算)

第 19 条 居室の明け渡し及び精算については次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 利用者は、第 13 条各号により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 9 条第 3 号その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。
- (2) 利用者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前号を履行しない場合には本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間は介護報酬相当額を事業所に対し支払うものとします。
- (3) 利用者は、第 17 条に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで居室を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負わないものとします。
- (4) 前第 1 号の場合に、1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第 5 条第 5 号を準用するものとする。

(残置物の取扱等)

第 20 条 残置物の取扱等について次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 利用者は、本契約が終了した後、利用者の残置物（高価品を除く）がある場合に備えて、その残置物の引き取り人（以下「残置物引取人」という。）を定めることができるものとします。
- (2) 前号の場合、事業所は、本契約が終了した後、利用者又は残置物引取人にその旨を連絡するものとします。
- (3) 利用者又は残置物引取人は、前項の連絡を受けた後 2 週間以内に残置物を引き取るものとします。ただし、利用者又は残置物引取人に、特段の事情がある場合には、前号の連絡を受けた後、速やかに事業所にその旨連絡するものとします。
- (4) 事業所は、前号ただし書きの場合を除いて、利用者又は残置物引取人が引き取りに必要な相当の期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を利用者又は残置物引取人に引き渡すものとします。ただし、その引き渡しに係る費用は利用者又は残置物引取人の負担とするものとします。
- (5) 事業所は、利用者が残置物引取人を定めない場合には、自己の費用で利用者の残置物を処分できるものとします。その費用については、利用者からの預かり金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

(一時外泊及び外出)

第 21 条 利用者の一時外泊、外出については次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 利用者は、事業所の同意を得た上で、1 か月に 6 日を限度として、外泊することができるものとします。この場合、利用者は原則として外泊開始日の 5 日前までに事業所に届け出るものとします。
- (2) 前号に定める外泊期間中において、利用者は重要事項説明書に基づいた所定のサービス料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業所に

支払うものとします。

- (3) 利用者が外泊、外出する3日前までに、欠食する旨の届出がない場合、食するにかかわらず食材費を事業所に支払うものとします。

第七章 その他

(苦情処理)

第22条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、社会福祉法人つつじ会苦情解決要綱に基づき適切に対応するものとする。

- 2 苦情申し立て窓口等は、別に定める「重要事項説明書」に記載のとおりとする。

(協議事項)

第23条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業所は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業所が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利用本人契約者

住所

氏名

印

利用代理契約者

住所

氏名

印

身元引受人

住所

氏名

印

事業所住所

宮城県石巻市蛇田字小斎6 1 番地 1

事業所名

社会福祉法人 つつじ会

特別養護老人ホーム アゼイリア

理事長 土 井 一 美 印

施設サービス計画書 (1)

様式第1号 (その1)

利用者氏名 殿 生年月日 住所

施設サービス計画作成者名及び職種

施設サービス計画作成介護保険施設氏名及び所在地 宮城県石巻市蛇田字小斎61番地1 特別養護老人ホーム アゼイリア

施設サービス計画作成(変更) 日

認定の有効期間

認定日

要介護状態区分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者及び家族の介護に対する意向						
介護認定審査会の意見及びサービスの種類の指定						
総合的な援助の方針						

[illegible]

週間サービス計画表

様式第2号

	時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	日常生活上の活動
早朝	4:00								
	5:00								
	6:00								
	7:00								
午前	8:00								
	9:00								
	10:00								
	11:00								
午後	12:00								
	13:00								
	14:00								
	15:00								
	16:00								
	17:00								
夜間	18:00								
	19:00								
	20:00								
	21:00								
深夜	22:00								
	23:00								
	0:00								
	1:00								
	2:00								
	3:00								

